

商工新聞読者と会員増やして、強く大きな民商を次世代に!!

名古屋北部民商ニュース

2018年7月9日(月)発行

No.287

名古屋北部民主商工会

名古屋市北区大野町三丁目19番地

TEL (052) 915-8111 FAX (052) 915-8114

E-MAIL jimukyoku@hokubuminsho.st1.jp

人事異動後の 税務調査が始まります



一般に、税務調査は、納税者の理解と協力を得て行われるもので、『任意調査』です。

また、調査の際は日時、場所など11項目にわたって『事前通知』することとされています。税務署から電話があった場合は、落ち着いて対応し、必ずメモを取るようにしましょう。

『事前通知』なしに突然の訪問を受けた際は身分証を提示させ、氏名、所属などをメモし、「今日は都合が悪いので日を改めて下さい」と、きっぱりと断りましょう。

税務署から『事前通知』や『突然の訪問』『お尋ね』があった場合は、支部の役員と事務所に連絡しましょう。

「事前通知の11項目」

- ①実地調査を「行う旨」
- ②実地調査を「行う日時」
- ③調査を「行う場所」
- ④調査の「目的」
- ⑤調査の「対象となる税目」
- ⑥調査の「対象となる期間」
- ⑦調査の「対象となる帳簿書類その他の物件」
- ⑧調査の「相手（納税者）の氏名および住所」
- ⑨調査「担当署員の氏名および所属」
- ⑩②と③は変更可能であること
- ⑪④～⑦で通知されなかった事項についても、非違が疑われる場合には、質問検査などを行うことができること

中小企業法務プラス！ワンポイント

～ 事業の話⑤ 労働者の健康について ～

4月から新しい従業員を迎えた企業も多いことでしょう。名古屋北法律事務所も、新しい事務員を迎えました。

今回は、健康診断についてご案内します。健康診断は、実は、すべての事業者に対して課せられている義務です。労働安全衛生法第66条1項には、「事業者は、労働者に対し、厚生労働省令で定めるところにより、医師による健康診断を行わなければならない」と定められています。厚生労働省令によると、具体的には、(1)雇入れ時の健康診断と(2)1年内ごとに1回の定期健康診断が義務づけられています。これらは、違反すると刑罰が科されるという重い義務です。

その理由は、労働者の疾病を早期に発見し、これに対処していくために、健康診断が必要不可欠だと考えられているからです。労働者は人間ですから、壊れたら交換、というわけにはいきません。労働者の健康が悪化していけば業務に支障をきたしますから、定期的に労働者の健康を管理することは、会社にとっての利益にもつながります。

健康診断で健康上の問題点がみつかったときには、医師の意見を参考にして、就業場所の変更や作業の転換、労働時間の短縮などの措置を講じなければならないとされています(労働安全衛生法66条の5)。場合によっては、休業をさせて対応の方がよいケースもあります。

経営者も労働者も、日頃から健康に気をつけて、長く元気に働ける環境を作っていきましょう。

2018年7月 弁護士 矢崎暁子(名古屋北法律事務所)

全国事務局員交流会に伴う

業務連絡

7月24日(火)、25日(水)の2日間、神戸市で開催される「全国事務局員交流会」に参加するため、事務局員は『不在』となります。

なお、午後3時まではパートさんがいますが、午後3時以降は「閉所」となります。



名古屋北部民商の
ホームページはコチラ



15日までに集金して班、支部の役員に届けてください。
会費の集金は15日80%、月末100%になるようご理解、ご協力を!!